



みくには  
ハートに愛

# みくにに便り

3ヶ月後（12月2日）に迫っているマイナ保険証についてお知らせを致します。

③の通り来月には「資格情報のお知らせ」が事業主様宛に届きます。

みくにからも、ご案内等させていただきますがご協力下さいますようお願い致します。

国保・健保組合のスケジュール等は異なります

2024年8月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関するお知らせ ～協会けんぽHPより抜粋～

### ① 今までの健康保険証はどうなるか？

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



### ② マイナ保険証をもっていない方は資格確認書で受診できる。

マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書でこれまでどおり受診できます。

#### ○新規取得者（令和6年12月2日以降）

資格確認書は、令和6年（2024年）12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

#### ○既存加入者

令和7年（2025年）12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに資格確認書を発行します。（従来の健康保険証の使用期限が切れる前にお届けする予定。）

### ③ 事前に既存加入者には9月頃に「資格情報のお知らせ」が届く。

健康保険証廃止に伴い、加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続き等を可能にするため、現在の自身の資格情報（記号・番号等）が記載された「資格情報のお知らせ」を発行します。※②の資格確認書とは異なるものです。

○令和6年9月頃に、現存するすべての加入者の方の資格情報のお知らせ（個人ごとの封筒）を事業所様宛に送付しますので、被保険者様への配付にご協力ください。

※令和6年5月中旬以降に加入された方は、令和7年1月頃に、令和6年12月2日以降の新規加入者はその都度発行。